

鴻巣市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会議員政治倫理条例（平成18年鴻巣市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（審査の請求）

第7条 市民及び議員は、第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する市の工事等に関する遵守事項に違反した疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者（以下「審査請求代表者」という。）から議長に対し、政治倫理審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- (1) 市民が審査請求する場合 議員の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）の総数の50分の1以上の者の連署（審査請求した日前1月以内に行われた署名の連署に限る。）
 - (2) 議員が審査請求する場合 鴻巣市議会議員定数条例（平成14年鴻巣市条例第45号）に定める議員の定数の8分の1以上の者の連署
- 2 議長は、前項第1号の審査請求があったときは、直ちに、選挙管理委員会に対し、審査請求の書類に署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。
 - 3 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、審査請求が第1項第1号に規定する要件を満たしていると認めるときは、その旨を審査請求代表者に通知するものとする。
 - 4 議長は、第2項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、審査請求が第1項第1号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、当該審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を審査請求代表者

に通知するものとする。

第 9 条第 3 項中「審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）」を「審査請求代表者」に改める。

第 11 条第 1 項中「審査請求者」を「審査請求代表者」に改め、同条第 2 項中「政治倫理基準及び」を「第 4 条に規定する政治倫理基準又は第 5 条に規定する」に改める。

第 12 条中「（昭和 25 年法律第 100 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴻巣市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にされる審査請求について適用し、施行日前にされた審査請求については、なお従前の例による。